



## 中国会計税務実務

## 2021年第16号

## 今回のテーマ：対外送金に係る税金の変更点について

2021年9月1日より、国外の会社及び個人による、役務提供・無形資産の国内向け売上に係る増値税と消費税額に対しては、三項付加税（都市建設税、教育費付加、地方教育付加）は徴収されない。〈中華人民共和国主席令第51号及び財政部・国家税務総局公告2021年第28号〉

今号では対外送金に与える影響を比較し、例を挙げて簡単に説明する。

- 中国子会社が日本親会社にロイヤルティ100（税込）を支払う。この場合、中国で発生する税金（増値税の税率を6%、源泉税の税率を10%、三項付加税の税率を7%、3%、1%と仮定する）と送金額の関係は次の通りとなる。

税金及び送金額	2021年9月1日以降	2021年9月1日以前
増値税（6%）	$100 \div (1+6\%) \times 6\% = 5.66$	$100 \div (1+6\%) \times 6\% = 5.66$
都市建設税（7%）	--	増値税 $\times 7\% = 5.66 \times 7\% = 0.40$
教育費付加（3%）	--	増値税 $\times 3\% = 5.66 \times 3\% = 0.17$
地方教育費付加（1%）	--	増値税 $\times 1\% = 5.66 \times 1\% = 0.06$
源泉税（10%）	$100 \div (1+6\%) \times 10\% = 9.43$	$100 \div (1+6\%) \times 10\% = 9.43$
対外送金額	$100 - 5.66 - 9.43 = 84.91$	$100 - 5.66 - 0.40 - 0.17 - 0.06 - 9.43 = 84.28$

- 中国子会社が日本親会社にロイヤルティ100（税抜）を支払う。この場合、中国で発生する税金（増値税の税率を6%、源泉税の税率を10%、三項付加税の税率を7%、3%、1%と仮定する）と送金額の関係は次の通りとなる。

税金及び送金額	2021年9月1日以降	2021年9月1日以前
税込み金額	$100 \div (1-10\%) \times (1+6\%) = 117.77$	$100 \div (1-6\% \times 11\%^{※} - 10\%) \times (1+6\%) = 118.64$ ※三項付加税税率合計 11% (7%+3%+1%)
増値税（6%）	$117.77 \div (1+6\%) \times 6\% = 6.67$	$118.64 \div (1+6\%) \times 6\% = 6.72$
都市建設税（7%）	--	増値税 $\times 7\% = 6.72 \times 7\% = 0.47$
教育費付加（3%）	--	増値税 $\times 3\% = 6.72 \times 3\% = 0.20$
地方教育費付加（1%）	--	増値税 $\times 1\% = 6.72 \times 1\% = 0.07$
源泉税（10%）	$117.77 \div (1+6\%) \times 10\% = 11.11$	$118.64 \div (1+6\%) \times 10\% = 11.19$
対外送金額	$117.77 - 6.67 - 11.11 = 100$	$118.64 - 6.72 - 0.47 - 0.20 - 0.07 - 11.19 = 100$



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)